

通信政策特別委員会 ヒアリング資料

令和6年9月10日
(一社) 日本ケーブルテレビ連盟

1. 情報インフラの重要性の高まり

我が国が直面している状況

- 少子高齢化の更なる進展
- 人口減少の進展
- ファミリー層が縮小、単独世帯が主に
- グローバル経済における日本の地位低下
- コロナ禍で疲弊し、持続的な成長を求める地域経済
- 移動しない、接触しない「新たな日常」
 - ⇒ Society 5.0、DX関連の取組が加速
 - ✓ 新しい働き方の普及、ウェブ会議、遠隔授業といった新様式の定着
 - ✓ 社会の情報インフラへの依存度の増大と、通信事故や情報セキュリティの社会への影響の増大
- 政府においてもデジタル化に向けた取組が本格化

地域における情報インフラの役割

- ✎ 安定的な放送・通信サービスの提供
- ✎ 地域に密着したメディアとしての情報発信
- ✎ ICTを活用した地域の活性化・地域DXの実現

地域に不可欠な情報インフラの確保に向けた課題

必要な情報インフラ及びデジタルサービスに、誰もが、いつでも、どこでも、安心安全にできる限り安価にアクセスできることが不可欠

線路敷設基盤にかかる公正競争の確保

ユニバーサルサービスの確保

2. 通信政策特別委員会 各WGの論点整理 (令和6年7月30日) について

各WGの論点整理における以下の点について賛同

公正競争WG

※当連盟に関連のある主な論点整理の内容（抜粋）

【論点2－1】NTTが果たすべき役割とその線路敷設基盤、電気通信設備の在り方

- ・ 設備競争には一定の限界があり、それを補完する観点から、NTTが、線路敷設基盤を維持・活用して電気通信設備を高度化することにより、高度で多様なサービスを提供する役割を果たしていくことが求められる

【論点3－1】NTT東西の業務範囲（本来業務）の在り方

- ・ 公正競争に重大な影響を与える移動通信業務やISP業務等は引き続き禁止すべき

【論点4－1】NTTに対する累次の公正競争条件の在り方

- ・ NTT東西の株式を100%保有するNTT持株に係る公正競争条件も維持すべき

【論点5－1】ネットワークの開放等に関する公正競争ルール of 在り方

- ・ 接続との代替性が不十分な卸役務には接続と同等水準の規制・検証が必要

【論点5－2】線路敷設基盤の開放の促進等の在り方

- ・ 電柱等の利用実態を明らかにした上で検証すべき

ユニバーサルサービスWG

【論点4－2】最終保障提供責務の担い手

- ・ 地域の小規模事業者に責務を課すべきではない
- ・ NTTは電電公社から承継した線路敷設基盤を保有し、不採算地域への展開が相対的に容易

【論点6－2】NTTの自己設置要件・線路敷設の基盤の在り方

- ・ 全国に線路敷設基盤を有するNTT東西の自己設置要件は必要

3. 公正競争条件の確保【公正競争WG論点整理（令和6年7月30日）：論点4－1、4－2、5－1】

～ 地域に不可欠な情報インフラの確保のために～

独占時代に整備されたインフラ（線路敷設基盤）を活用したサービスと
他サービスのバンドルは完全分離を

- ・ 移動体通信事業、ISP事業、放送事業等上位レイヤの事業を完全分離（子会社等を経由した提供も制限）することにより、利用者に対し様々な事業者が競争が促進され、より良質なサービス提供が実現。
 - NTTドコモ及びNTT東西については、NTT持株の資本・人事管理の下で事業運営が行われており、各子会社間の業務の完全な分離には至っておらず、独占的シェアを有する光ファイバーと他の商品のセットにした営業、割引等の行為は、他社との競争上圧倒的に優位に立つこととなり、これらを可能とする組織再編が予防されるような制度設計が必要。
- ・ 公正競争の確保に関する検証（グループ企業の優遇、不当な一体営業など）の仕組みも継続して必要。

4－1．ユニバーサルサービスの確保

【ユニバーサルサービスWG論点整理（令和6年7月30日）：論点6－2、公正競争WG論点整理（同）：論点2－1、5－2】

～ 地域に不可欠な情報インフラの確保のために～ 線路敷設基盤の貸出しは、無差別・公平・透明に

- ・ 独占時代に整備されたNTTの線路敷設基盤については、譲渡・処分・売却について、一定の規律を課すことが必要。
- ・ 電柱・管路ガイドラインは公平競争の担保に一定の役割を果たしているが、今後、線路敷設基盤の貸出しを無差別で公平・透明なものとするための制度の創設及びNTT東西における電柱申請手続に要する期間や利用拒否の実態、審査手続きなどの第三者による検証（※）が必要。

（※）当連盟の会員事業者から、電柱利用に関し、以下の声

- ・ 強度不足等の理由による拒否の多発
- ・ 利用拒否の明確な理由が示されない
- ・ 電柱添架申請が書面からweb受付に替わり、不承諾が増加、審査期間が長期化
- 電気通信設備の設備競争を促進するためには、整備計画・審査基準の情報開示、審査期間短縮、第三者による監査の制度化が必要。例えば、市場検証会議に線路敷設基盤の貸出しの検証を加えることが望ましい。

4－2．ユニバーサルサービスの確保

【ユニバーサルサービスWG論点整理（令和6年7月30日）：論点4－2、6－2】

～ 地域に不可欠な情報インフラの確保のために～
線路敷設基盤を電電公社から承継したNTTが、
最終保障提供責務を担うことが適当

- 残されたブロードバンド未整備地域は地理的要因、制度的要因による回線敷設が困難又は高コストな地域であり、いずれの事業者も対応できない場合、全国あまねく整備された電柱・管路等の線路敷設基盤を電電公社から承継したNTTが、ラストリゾート責務（最終保障提供責務）を担うことが適当。
- 固定電話用の線路敷設基盤は全国にあまねく整備されており、これらの資産を有効に活用し、ブロードバンド未整備地域の解消を図るという観点から、現状の自己設備設置要件を維持することが適当。

5. ケーブルテレビ事業者の目指す姿

公正競争環境等の整備

- 独占的事業者、独占時代の財産を承継した事業者との間で公正競争条件の確保及びユニバーサルサービスの確保



競争の促進による多様で低廉なサービスの実現

- 様々な事業者による競争が促進され、利用者に対し、多様で低廉なサービスの提供が実現



ケーブルテレビ事業者の地域への一層の貢献

- ケーブルテレビは、「情報インフラ」と「地域コンテンツ」の両方を有し、地域に密着して、地域のデジタル化を支援する「地域DXの担い手」を目指す
- 放送・通信サービスはもとより、地域の社会課題解決・地域活性化（防災、観光、地場産業など）の実現にこれまで以上に貢献

